

平成21年 5月20日

各 位

会社名 ダイニック株式会社  
代表者名 代表取締役社長 細田敏夫  
(コード 3551 東証第1部)  
問合せ先 財務・総務・人事部門統括  
常務取締役 天野高明  
(TEL. 03-5402-1811)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第146期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行されたこと、ならびに「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。
- ① 決済合理化法施行時に廃止された定めとみなされている現行定款第8条の株券の発行を削除するとともに、実質上無効な定めとなっている現行定款第9条の単元未満株券の不発行に関する規定ならびに現行定款第10条の実質株主名簿に関する規定を削除するものであります。
  - ② 株式取扱規程に株主の権利行使の手続きを定めていることを明確にするために、現行定款第11条を変更するものであります。
  - ③ 会社法第221条により、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日まで株券喪失登録簿を備え置かなければならないことから、現行定款第10条の株券喪失登録簿に関する規定を削除するとともに、株券喪失登録簿に関する規定とその有効期限について附則を設けるものであります。
- (2) 上記のほか、条文の削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

現行定款と変更案は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成21年6月26日(金) |
| 定款変更の効力発生日      | 平成21年6月26日(金) |

以 上

【別 紙】

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p><u>第9条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>② <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第11条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第12条～第39条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主権利行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第11条～第38条</u> (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p> |

以 上